

## 春日井市休日・平日夜間急病診療所の運営体制について（案）

春日井市休日・平日夜間急病診療所の運営体制について、次のとおり春日井市健康管理事業団運営委員会から春日井市救急医療対策会議に提言する。

## 1 内科・小児科の平日夜間の体制について

## 【背景】

令和4年度の平日夜間の平均受診者数（1日あたり）は、コロナ禍の影響を受けて増加した。令和5年度もコロナ陽性患者が増加傾向にあり、受診者が増えている。

提 案	現行の体制（医師2人体制）を継続する。
理 由	<p>①令和4年度の平均受診者（1日あたり）は、コロナの第7波・第8波の影響を受け、9.0人に増加している。</p> <p>②令和5年度の平日夜間の4月から7月の平均受診者（1日あたり）は7.1人で、コロナ禍前の5.8人を上回っている。</p> <p>③令和4年4月から令和5年7月末までのうち、<u>受診者数が20人以上の日は28回あり、最大人数は46人となっている。</u></p> <p>④今後、コロナとインフルエンザの同時流行による受診者増加の懸念もある。</p>

## 2 外科の体制について（日曜日・祝休日・年末年始）

## 【背景】

コロナ禍以降、受診者は減少傾向にある。年間を通じ、夜間（18:00～21:00）の受診者が5人程度であり、昼間（9:00～12:00、13:00～17:00）に比べて少ない。

提 案	一部体制を縮小する（夜間診療の廃止）。
理 由	<p>①コロナ禍以降、外科の受診者は減少傾向にあり、令和5年度の4月から7月の平均受診者（1日あたり）は15.3人で、コロナ禍以前の22.6人と比較し、<u>▲32%</u>となっている。</p> <p>②近隣市では、外科の夜間診療を実施している急病診療所はない。</p> <p>③外科の夜間診療を廃止した場合、<u>隣接する市民病院救急外来の受診者が増加する可能性があるが、現状での影響は5人程度であり、市民病院に過度な負担が生じることはないと考えられる。</u></p>

### 3 歯科の体制について（日曜日・祝休日・年末年始）

#### 【背景】

受診者数は逡減傾向にあり、通常の日曜祝休日は2人程度となっている。一方、5月連休及び年末年始は、受診者が集中する傾向がある。

提 案	現行の体制を継続しつつ、健診の実施などによる施設の有効利用を検討する。また、市民に対し急病診療所の歯科診療体制について一層の周知を図る。
理 由	①令和5年度の4月から7月の平均受診者（1日あたり）は2.0人で、コロナ禍以前の3.5人と比較し、▲43%となっている。 ②近隣市の急病診療所では、本市と同様に、日曜祝休日（年末年始含む）の午前中に歯科診療を実施している。 ③口腔の外傷関連の急病で、重症の場合は市民病院歯科口腔外科が対応するが、一般歯科に係る場合は急病診療所が担っている。 ④5月連休及び年末年始以外は受診者が2人程度のため、近隣市と同じレベルの診療体制を維持しつつも、施設の有効利用を検討できる余地がある。

### 4 その他の事項

#### 【背景】

患者のニーズや地域における医療体制の変化、感染症の流行による影響等を受け、今後の急病診療所の運営体制について慎重に検討していく必要がある。

提 案	収支改善を含め、持続可能な診療所の体制を継続的に検討する。
理 由	①内科・小児科は、令和2・3年度はインフルエンザ患者の減少等により、受診者が減少し、収支のマイナス幅が大きくなっている。 ②外科・歯科は、コロナ禍以降、受診者の減少傾向が継続しており、収支のマイナスが増加している。 ③今後、医師の高齢化などの問題もあり、診療所の体制をどのように維持していくかの検討が必要となる可能性がある。 ④休日・平日夜間急病診療所は、地域におけるセーフティネットの役割を担っていることもあり、様々な観点から、継続的に運営体制のあり方を検討していく必要がある。 <u>(例：人件費等経費の見直し、日曜祝休日の診療時間の変更、受診者急増時に柔軟に適応できる体制の構築等)</u>